

消 防 災 第 1 3 2 号
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

各都道府県消防防災主管部長 様

消防庁国民保護・防災部防災課長
(公 印 省 略)

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件の施行について

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令第6条の2第1項の規定に基づき総務大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（平成23年総務省告示第138号。以下「改正告示」という。）が本日公布され、4月1日から施行されます。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意していただくとともに、区域内市町村に対してこの旨周知されるようお願いいたします。

記

1 改正事項

非常勤消防団員等に対する損害補償に係る介護補償の額の改定を行うこと。

2 施行期日

平成23年4月1日から施行することとしたこと。

3 その他

非常勤消防団員等に対する損害補償は、政令で定める基準に従い条例で定めるところにより行うこととされているため（消防組織法第24条等）、改正告示の公布・施行に伴い、市町村等において条例等を改正する必要がある場合があること。

消防庁国民保護・防災部防災課
担当：辻川
TEL：03-5253-7525
E-mail：k.tsujikawa@soumu.go.jp